

合意書

国立病院機構沖縄病院と保険薬局名称：_____

は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤形の変更
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 無料で行う半割、粉碎あるいは混合
- ⑤ 無料で行う一包化
- ⑥ 湿布薬や軟膏での取り決め範囲内での規格変更
- ⑦ 一般名処方における取り決め範囲内での変更
- ⑧ 取り決め範囲内での日数調整
- ⑨ その他の合意事項

2. 開始時期について

令和 年 月 日より開始とする

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については必要時協議を行うものとする

以上

令和 年 月 日

住所 沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14

名称 国立病院機構沖縄病院

代表者氏名 病院長

印

住所

保険薬局名称

代表者氏名

印